積丹町内案内マップ制作業務委託　企画提案指示書

1. 業務名

積丹町内案内マップ制作業務委託

２．目的

積丹町内の店舗や積丹町が有する観光資源等を効果的に伝えることで、広く積丹町の魅力を発信し、観光客誘致拡大を図るだけでなく、旅行者へのホスピタリティ向上へと繋げることのできる『まち歩き』に適した積丹町内案内マップを作成するにあたり、本業務に最も適した創造力、技術力、業務遂行能力などを持つ事業者をプロポーザルにより選定することを目的とする。

３．業務内容

（１）企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、校正などマップ作成

　　　に必要な全ての作業を実施すること。

（２）カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及

びフォントを用いること。

1. 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料及びＷＥＢページへ掲載する観光施設、景色、食、お土産等は受注者において入手することとする。但し、季節等の関係で入手不可能な写真等については協議の上、発注者が所持している写真や資料を可能な範囲で提供する。
2. 文字の大きさ、写真、色使い、体裁など、誰にでも見やすくわかりやすい紙面にすること。

４．仕様・企画

企画・制作にあたり、以下の点に留意すること。尚、本業務はデザイン・印刷を含む。

1. ターゲット層

特に定めない。

1. 仕様

制作するマップは以下の事項に沿って制作すること。

　　ア　共通事項

1. 表紙は魅力的な写真の活用や配色などを工夫し、思わず手に取ってみたくなる

ようなインパクトのあるものにすること。

1. 積丹町内店舗（積丹観光協会会員、積丹町商工会会員、美国旅館組合会員）を

可能な限り全て掲載すること。

1. 来訪意欲を喚起するような遊び心を持たせた内容とし、積丹町全体の魅力が伝わるようなもの。
2. 町内の主要観光スポットを掲載し、使用する写真はフォトジェニックやＳＮＳ映えを意識した視覚的に興味を持たせるものにすること。
3. 主要な都市からのアクセス情報を掲載すること。
4. ＱＲコード等を活用し、どっこい積丹ＨＰと連携を図ることで、タイムリーな情報を提供できるようにすること。尚、ＱＲコードはデザインＱＲ等工夫することで興味が引き立てられるものとすること。
5. 町内観光スポット、イベント、その他景色などマップやホームページの素材になりそうな写真を集めること。
6. 主要観光スポットの他、食やお土産等も掲載し、町内での購買意欲も高まるような内容にすること。
7. 各スポットでは、最寄り駅やバス停などアクセス情報を掲載すること。
8. 一目で各スポットの位置関係と魅力が伝わる内容にすること。
9. サイクルツーリズムも取り入れた内容を入れること。

５．成果物

　以下、データをＣＤ‐ＲＯＭ，又はＤＶＤ－ＲＯＭに収納して納品すること。

1. 版下データ

アドビ・インデザイン、またはアドビ・イラストレーターに準じたソフトウェアに

対応するもの。（再編集可能なデータ、アウトライン化済みのデータ）

1. ＰＤＦデータ

低解像度ファイル（ホームページ掲載）

ディスプレイ上に掲載、並びに印刷した際にでも十分に判別可能であること。

高解像度ファイル（保存用）

1. 写真データ

６．履行期限

　　令和５年２月２８日（火）

1. 納品場所

一般社団法人積丹観光協会

〒０４６－０２０１　北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗３８０－６

1. 業務の実施

(１)本仕様書に定めのない事項のうち、本業務の遂行にあたり必要と思われるものについ

ては、発注者へ提案し、発注者と受託者が協議の上、これを決定し行うものとする。

　(２)業務の進捗については、発注者に対して定期的に報告すること。

　(３)入稿する原稿は電子データ(doc.xlsx,jpeg,gif,pdf形式等)とし、電子メールで入稿

　　する。

　(４)必要に応じて複数回校正を行うものとする。

　(５)校正の方法は、校正用版下をＰＤＦ形式にし、電子メールで発注者に送信し、発注者

　　からの修正・追加等の返信は、ＦＡＸ、電子メール、対面協議のいずれかで行うことと

　　する。

1. 著作権の譲渡等
2. 著作物が、著作権法(昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作

　　物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権

（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作

　　　物の引き渡し時に発注者へ譲渡すること。

1. 前項に関し、次のいずれかの者に制作物に係る著作権が帰属されている場合には、受

託者はあらかじめその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるも

のとする。

　ア　受託者の従業員

　イ　本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又は

　　その従業員

（３）一般社団法人積丹観光協会は、制作物が著作物に該当するとしないとに関わらず，

　　当該制作物の内容を受託者(前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含

む。以下同じ。）の承諾なく自由に公表することができるものとする。

（４）受託者は、製作物が著作物に該当する場合において、一般社団法人積丹観光協会が

　　当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変

に同意する。また、一般社団法人積丹観光協会は、製作物が著作物に該当しない場合

には、当該著作物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

（５）受託者は本著作物を二次利用できることとすること。その場合は一般社団法人積丹

観光協会と協議の上、対応すること。

１０．業務の適正な実施に関する事項

　(１) 業務の一括再委託の禁止

　　　受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはで

　　きない。但し、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、一般社団法人積丹観光

協会と協議のうえ、その一部を委託することができる。